

深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例

平成18年1月1日条例第134号

(目的)

第1条 この条例は、ひとり親家庭又は養育者（以下「ひとり親家庭等」という。）に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もつてひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、「児童」とは、満18歳に達した日の属する年度の末日までにある者又は20歳未満で規則に定める程度の障害の状態にある者をいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童（ただし、当該児童が規則で定める状態にあるときを除く。）の父（その児童と生計を同じくするものに限る。）又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- (1) 父母が婚姻を解消した児童
- (2) 父又は母が死亡した児童
- (3) 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- (4) 父又は母の生死が明らかでない児童
- (5) その他前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次の各号のいずれかに該当する児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母並びに児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者及び同法第6条の4第1項に規定する里親以外の者をいう。

- (1) 父母が死亡した児童
- (2) 父又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童（同項第2号に該当するものを除く。）
- (3) 父が監護しないか、又は父と生計を同じくしない前項各号のいずれかに該当する児童（父がないものを除く。）
- (4) 母が監護しない前項各号のいずれかに該当する児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懷胎した当時婚姻の届出をしていないがその母

と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）及び規則で定める法令をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法の規定による医療給付があったときの療養に要する費用の額から保険給付、食事療養標準負担額、法令又はこれに準ずる規定による給付及び保険者が給付する付加給付を控除した額をいう。ただし、交通事故等により第三者からの賠償として支払われる医療費に係る一部負担金は除く。

（対象者）

第3条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本市に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員、加入者又は被扶養者とする。

（1）ひとり親家庭の父又は母及び児童

（2）養育者及び養育者が養育する前条第3項に掲げる児童

2 同一の児童に係る対象者が2人以上あるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者は、対象者としない。

（1）父及び母のいずれもが対象者となる場合、又は父及び養育者のいずれもが対象者となる場合 当該父

（2）母及び養育者のいずれもが対象者となる場合 当該養育者

3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としない。

（1）生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者

（2）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付を受けている者

（3）規則で定める施設に入所している者

（4）児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

（5）規則で定める他の医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

(所得の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としない。

- (1) 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の所得が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が前年の12月31日において生計を維持したもの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (2) ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得がその者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。
- (3) 前2号の所得が、税の申告を行わないこと等対象者の責めにより確認できないとき。

- 2 前項の規定にかかわらず、災害により損害を受けた者がある場合における所得に関しては、規則の定めるところによる。
- 3 第1項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第5条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、受給者証の交付を受けなければならない。

- 2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第6条 市長は、受給者証の交付を受けている者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次の各号に規定する自己負担金を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額につきひとり親家庭等医療費の対象としない。

- (1) 外来の場合は、1つの医療機関、1人ごとに同一月につき1,000円
- (2) 入院の場合は、1つの医療機関、1人ごとに1日当たり1,200円
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げるものは、前項各号の自己負担金を控除しない。
- (1) 対象者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が4月又は5月の場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226

号) の規定による市町村民税が課せられないとき (所得の申告をしないことにより同税が課せられていない場合を除く。) 又は市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除されている旨の申請があったときの当該対象者に係る医療費

- (2) 薬局における一部負担金
- (3) 治療用装具の製作費に係る一部負担金
(医療費の支給)

第7条 市長は、受給者からの申請に基づき、ひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

(届出義務)

第8条 ひとり親等は、第5条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、市長に届け出なければならない。

(譲渡又は担保の禁止)

第9条 この条例による医療費の支給を受ける権利は、他に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(医療費の返還)

第10条 市長は、偽りその他不正な手段により、又は他の法令等により医療費の支給を受けた者があるときは、当該支給した額の全部又は一部を返還させることができる。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の深谷市ひとり親家庭等医療費支給に関する条例（平成4年深谷市条例第23号）、岡部町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年岡部町条例第17号）、川本町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成4年川本町条例第18号）又は花園町ひとり親家庭等の医療費の支給に関する条例（平成

4年花園町条例第18号)（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

3 前項の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における医療費の支給については、なお合併前の条例の例による。

(適用除外)

4 この条例の規定にかかわらず、平成18年1月1日から平成18年3月31日までの間における第4条並びに第6条第1項第1号及び第2号の規定は、合併前の深谷市の区域には適用しない。

附 則 (平成20年3月28日条例第7号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年6月26日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年6月25日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成22年9月30日条例第26号)

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月24日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条から第7条まで及び第9条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年9月30日条例第22号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条第6項の改正規定（「附加給付」を「付加給付」に改める部分に限る。）は、公布の日から、第3条第3項第2号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第2条第6項の規定は、この条例の施行の日以後の医療給付に係る一部負担金について適用し、同日前の医療給付に係る一部負担金については、なお従前の例による。